

仕様書

1. 件名 被ばく医療研修管理システムの保守・運用支援業務

2. 数量 1式

3. 使用目的 被ばく医療研修管理システム（以下、「本システム」という。）は、全国で開催される原子力災害医療に関する研修、実施機関および受講者等の情報を一元的に収集、保管管理のために利用されており、利用者も当機構のみならず、全国の原子力災害医療に携わる者まで多岐にわたっている。また、本システムは、令和元年度に開発・整備し、適宜改修等を行い利用ニーズに対応している。

本支援業務は、本システムを継続して運用するとともに、安定したシステム環境を維持することを目的とする。

4. 保守期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

5. 保守対象 被ばく医療研修管理システム

6. 納入場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所
(千葉地区内 第1研究棟3階 F310室)

7. 業務内容 4. の保守期間中、以下の保守・運用支援業務を行うこと。

① 本システム（システムの概要は別紙1を参照。）が稼働するために必要なクラウドサービスを提供し、円滑に稼働させること。

提供するクラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスに登録されているクラウド基盤上に構築された Web サーバ、AP サーバ、DB サーバ、検証用機サーバ、メールサービス（ドメイン：qst.go.jp）、WAF、F/W、IDS/IPS 等の各種インフラ環境、並びにシステム稼働に必要なソフトウェア・ライセンスの使用許諾、システムを構築するためのアプリケーション、SSL 通信等のために必要な各種証明書（UPKI 電子証明書等）の取得・更新等も含まれる。

また、受注後、速やかに本システムで使用している各種ソフトウェア（OS を含む）等について、サポート期限を把握し報告すること。さらに、メーカー等よりサポート期限の変更がアナウンスなどされた場合は、遅滞なく当機構担当者に報告し、対処等について相談すること。特に、本契約期間中にサポート期限に至る場合は、当機構と協議の上、対処すること。

なお、既利用中のクラウドサービスについて、他環境への移行や新たな環境追加をする場合には、システムを停止することなく作業することとし、事前に当機構の承諾を得ると共に、他環境への移行や新たな環境を追加する場合の費用は受注者が負担すること。

② クラウドサービスは、事前に計画された停止期間を除いて、保守期間の開始日から終了日までの全期間に渡り、24時間365日利用可能とすること。

システム運用における不具合や情報セキュリティ事案が生じた場合に、速やかに

不具合を解消する対応が取れる体制を備え、以下の対応時間帯においてできるだけ速やかに復旧対応すること。その際必要に応じて、当機構千葉地区に（概ね30分以内に）来所して行うものとする。

対応時間帯：土曜、日曜祝祭日を除く月曜日から金曜日、8:30～17:00

- ③ 本システムの利用や運用・機能の詳細に関する事項について、上記の時間帯において、電話、メールでの直接問い合わせにより相談・支援・技術的提案が受けられること。その際必要に応じて、当機構千葉地区に来所して行うものとする。また、これら各種問合せ・相談や課題管理を行うための運用管理ツールを提供し、迅速かつ適切な対応に努めること。
- ④ 各種ソフトウェアやクラウドサービスの機能について、情報セキュリティ等への対応などで更新等の必要性が生じた場合には、受注者が速やかに対応すること。その際必要に応じて、当機構千葉地区に（概ね30分以内に）来所して行うものとする。
- ⑤ 定期的にデータのバックアップ（仮想基盤スナップショットにより日次で3世代以上保管）を行い、万が一データが消失あるいは毀損した場合等には、受注者が速やかに復旧の対応をすること。
- ⑥ 定期的にアクセスログを保管し、当機構に提出すること。
- ⑦ 当機構担当者の指示に基づいて、最大40時間／月の範囲内で、被ばく医療研修ポータルサイト画面の更新や画面のデザイン、レイアウト変更など、データベース構造に手を加えない範囲でのシステム改修作業や、データ修正作業等を行うこと。なお、作業に当たっては、原則として検証用機サーバにて改修反映の上、当機構の確認を得た上で本番環境に実装すること。また、必要に応じて操作マニュアルも改訂すること。
- ⑧ 既稼働中の本システムについて、天災地変等不測の事態が発生した場合を除いては、システム運用が寸断して利用不可能になる状態に陥ることなく、安定して利用することができる体制を維持継続するものとする。
- ⑨ 本保守期間途中または本保守期間満了後の本システムの保守・運用支援業務について、他の業者が請け負うことになった場合は、本システムの他環境への移行などに必要な情報を提供するなど、円滑な引継ぎの支援に努めること。

8. 必要な能力・資格等

受注者は、以下の要件を満たしていること。また、本件に係る作業および業務を再委託する場合、再委託先についても以下の要件を満たしていること。

- ① 受注者は、品質マネジメントシステム（ISO9000シリーズ）およびISMS（ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001）、プライバシーマーク、それぞれの認証を取得していること。但し、受注者における本業務の実施部門が認証を取得していることが望ましいが、受注者の同一法人内のいずれかの部門が取得している場合であっても可とする。
- ② 受注者は、本システムと同様または類似したシステムを構築し、保守、運用支援業務を行った経験を有すること。

9. 提出図書

- ① 「8. 必要な資格・能力等」を有することを証明する資料を、業務開始前までに提出すること。
- ② 「7. 業務内容」に示す保守、運用支援業務について、毎月の業務実績を報告書に取りまとめて提出すること。

10. 検査

保守期間終了後、当機構職員が提出書類及びシステムの稼動状況を確認したことをもって検査合格とする。

11. グリーン購入法の推進

- ① 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- ② 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 情報セキュリティ

- ① 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ② 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ③ 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ④ 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- ⑤ 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- ⑥ 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- ⑦ 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- ⑧ 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構及び既利用中のクラウド環境から外部に持ち出してはならない。
- ⑨ 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- ⑩ 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- ⑪ 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必

要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。

13. その他 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、別途協議の上決定するものとする。

所属部課名 放射線医学研究所
原子力防災推進部 人材育成・研修課
要求者氏名 府馬 正一

研修管理システムの機能

(主要機能の概略のみを抜粋)

